

可搬消防ポンプ等整備資格者

## 特例講習の手引

(受講資格を有する消防職員等で)  
(新しく資格を取得される方用)

# 特例

一般財団法人日本消防設備安全センター

# ま え が き

可搬消防ポンプ等は、ポンプと内燃機関が一体となって構成され、消防機関、消防団、自主防災組織、防火対象物、危険物施設等において重要な消防用設備等として設けられているもので、その機能を維持するためには、定期的な点検を行う必要があるとともに、エンジンを中心とした整備について特殊な技能を必要とするものです。

一般財団法人日本消防設備安全センター（以下「安全センター」という。）では、可搬消防ポンプ等の点検・整備について必要な知識及び技能を有する者を養成するための講習を行い、その課程を修了した者には可搬消防ポンプ等整備資格者免状を交付してきました。

この講習は、安全センターが「可搬消防ポンプ等整備資格者に関する規程」（平成5年消安七規程第30号 以下「規程」という。）に基づき、可搬消防ポンプ等整備資格者となるために履修しなければならない講習科目の一部免除を受けることができる消防職員又は消防団員を対象として行うもので、「可搬消防ポンプ等整備資格者特例講習」といいます。

この整備資格者は、可搬消防ポンプ等の点検・整備を誠実にを行い、可搬消防ポンプ等の適正な維持管理に努めることにより、火災による被害を軽減し、もって社会公共の福祉の増進に寄与しなければなりません。

安全センターでは、講習を受けられる皆様がこの社会的な使命を十分理解して可搬消防ポンプ等の点検・整備に関する正しい知識を修得され、ご活躍されることを念願しております。

## 目 次

講習の内容	1
受講資格と証明	1
受講申請	2
修了考査の一部免除	5
個人情報取扱い	5
受講通知	5
受講料等	5
受講上の注意事項	6
修了考査	6
再考査	6
免状交付の申請	7
資格取得後の留意事項	8
再交付、書換及び住所等の異動の手続き	8
5年ごとの再講習	8

申請の際は、「講習の手引」の記載事項は最後までよくお読みください。

## 講習の内容

- 1 講習は1日間で、5時間行います。
- 2 講習科目と時間割りは、おおむね次表のとおりです。
- 3 講習の最後には、1時間の修了考査を行います。

### 講習科目及び時間割表

時間	講習科目等
9：10～9：30	受付
9：30～9：40	講習についての説明
9：40～10：40	可搬消防ポンプ等の構造・機能（主な故障事例）
10：50～11：50	可搬消防ポンプ等の整備要領
12：40～15：40	
15：50～16：00	修了考査の説明
16：00～17：00	修了考査

## 受講資格と証明

- 1 この講習は、消防職員又は消防団員を対象として行うもので、次の(1)、(2)又は(3)に該当する者で、下表の受講資格のうちいずれかに該当しなければ受講することができません。機関科等の修了証明と、それぞれの資格に応じた必要な証明書類を用意してください。
  - (1) 消防職員で「消防学校の教育訓練の基準（昭和45年消防庁告示第1号）」第4条の規定に基づく専科教育において、機関科の教育課程を修了した者
  - (2) 消防団員で「消防学校の教育訓練の基準（昭和45年消防庁告示第1号）」第8条又は「消防学校の教育訓練の基準（平成15年消防庁告示第3号）」第9条の規定に基づく専科教育において、機関科の教育課程を修了した者
  - (3) 上記(1)又は(2)と同等以上の教育訓練を受けた者

受講資格	必要な証明書類
1 可搬消防ポンプ等の整備について3年以上の実務の経験を有する者	実務経験の証明
2 甲種第1類若しくは第2類又は乙種第1類若しくは第2類の消防設備士として、可搬消防ポンプ等の整備について1年以上の実務の経験を有する者 3 第1種消防設備点検資格者として、可搬消防ポンプ等の整備について2年以上の実務の経験を有する者 4 第1種又は第2種のボイラー・タービン主任技術者として、可搬消防ポンプ等の整備について1年以上の実務の経験を有する者 5 1級、2級又は3級自動車整備士技能検定合格者として、可搬消防ポンプ等の整備について1年以上の実務の経験を有する者 6 1級、2級又は3級の海技士（機関）として、可搬消防ポンプ等の整備について1年以上の実務の経験を有する者 7 自家用発電設備専門技術者（旧第1種自家用発電設備専門技術者、旧第2種自家用発電設備専門技術者を含む。）又は可搬形発電設備専門技術者（旧第3種自家用発電設備専門技術者を含む。）として、可搬消防ポンプ等の整備について1年以上の実務の経験を有する者	免状等の写し（コピー等）及び実務経験の証明

- 2 受講資格を偽って申請した場合には、免状を取得してもその資格は喪失します。

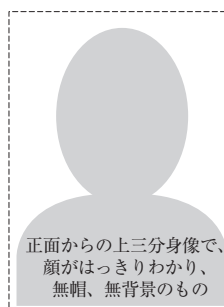
# 受講申請

## ＝申請に必要な書類等＝

- 1 受講申請書（「特例講習の手引」に添付の所定の用紙）  
安全センターのホームページからダウンロードすることもできます  
（URL：<http://www.fesc.or.jp/>）。
- 2 免状写真票、整理票、受講票、テキスト引換券
- 3 返信用封筒1通（受講資格判定結果通知用）  
※申請者の宛名を明記し、**82円切手**を貼った定形（長型3号縦23.5cm×横12cm）のもの
- 4 写真2枚

写真が次の事項に適合しない場合は、申請を受け付けることができません。

- ※○6か月以内に撮影したもので、枠なし縦4cm、横3cmの大きさのもの
- 正面からの上三分身像で、顔がはっきりわかり、無帽、無背景のもの
- 裏面に氏名を書いてください。  
（力強く書きすぎると写真が凸凹になりますので注意してください。）
- 印画紙又は写真用紙を使用したものに限り（カラーコピー不可）。
- 1枚は「整理票」に貼り、他の1枚は「免状写真票」に貼ってください。



## ＝申請書の書き方＝

- 1 申請書はデータ管理の原本となりますので、太枠内を楷書で記入してください。
- 2 申請書等の該当するところに○印で囲んでください。
- 3 「受講希望地」は、希望する受講地の都道府県名を記入してください。
- 4 「氏名」と「生年月日」は、戸籍上の氏名と生年月日を記入してください。
- 5 「本籍」は、都道府県名（日本国籍以外の方は「外国籍」と記入してください。）のみを記入してください。
- 6 「現住所」は、下宿、アパート、マンションなどの場合は○○方又は室番号まで記入してください。
- 7 「消防機関等名」は、所属消防機関又は消防団等の名称を記入してください。
- 8 「職種等」は、該当するものを一つ選んで○印で囲んでください。
- 9 「資格・免許等」は、受講資格とする資格、免許等を書いてください（実務の経験を受講資格にする方は、この欄には書かないでください。）。
- 10 「修了考査の一部免除」は、可搬消防ポンプ等の整備に関する実務を10年以上経験し、修了考査の一部免除を希望する方だけ書いてください。
- 11 「機関科等修了の証明」は、受講申請者全員が消防学校における機関科の教育課程又はそれと同等以上の教育訓練を受けた内容等を具体的に書いてください（機関科等の修了証明を添付する場合は不要）。
- 12 「実務経験の証明」は、実務の内容を具体的に書いてください（実務の経験を資格又は修了考査の一部免除の証明とする方だけ、この欄に書いてください。）。

(申請書の記入例)

## 可搬消防ポンプ等整備資格者特例講習受講申請書

一般財団法人日本消防設備安全センター理事長 殿 可搬消防ポンプ等整備資格者特例講習を受講したいので「講習の手引」の記載事項を承知のうえ下記のとおり申請します。 なお、この申請書の記入事項に偽りがある場合又は一般財団法人日本消防設備安全センターが定めた期間及び方法により手続等を行わなかった場合には、修了考査の結果にかかわらず資格を失効されてもななら異議を申し立てないことを誓約します。  平成00年00月00日						受付年月日		
申請者氏名(自署) <b>安全次郎</b>						受講番号		
フリガナ アンゼン シロウ						受講希望地		
氏名 <b>安全次郎</b>						<b>東京</b> 都道府県		
フリガナ チバケン イチカワシ アイノカワ						受講希望日		
現住所 <b>千葉県市川区相之川1-5-13 ABマンション106</b> 様方						00年00月00日		
フリガナ エイシ ビィ ショウボウダン						本籍		
消防機関等名 <b>A市B消防団</b>						<b>茨城</b> 都道府県		
フリガナ チバケン イチカワシ アライ								
消防機関等所在地 <b>千葉県市川区新井1-1-1</b>								
職種等 (一つのみ) 1 消防職員 2 消防団員 3 その他 ( ① 元消防職員 ② 元消防団員 )								
資格・免許等 (受講資格とする資格・免許等を記入し、その写しを同封してください。)								
資格・免許等の名称及び種別			資格・免許等を与えた者の名称		取得年月日・番号			
<b>消防設備士 甲種第1類</b>			<b>千葉県知事</b>		平成00年00月00日 00000			
修了考査の一部免除 (可搬消防ポンプ等の整備に関する実務を10年以上経験している者のみ記入)			① 希望する。 ② 希望しない。		実務経験年数 00年 0カ月			
免状	交付年月日		交付番号		審査欄	受講資格	修了考査一部免除	受講料払込

- 備考 1 この申請書に、次の書類を同封してください。  
(1) 免状写真票、整理票、受講票、テキスト引換券  
(2) 返信用封筒 (82円切手を貼付)  
(3) 写真2枚 (免状写真票及び整理票の所定の位置に貼付)  
2 特例講習の手引をよく読んで、太線の中を正確に書いてください。  
3 ご記入いただいた情報は、可搬消防ポンプ等整備資格者講習事業における名簿等の作成、可搬消防ポンプ等整備資格者の免状及びデータベースの作成、関連するアフターサービス、消防防災に関する情報のお知らせに利用します。

(機関科等修了・実務経験の記入例)

**機関科等修了の証明** (特例講習の受講申請をする者(証明を添付する者は不要)は、全員記入してください。)

教育訓練機関等名	A市B消防本部
教育訓練機関等所在地	C県A市〇〇町1-1-1
教育訓練期間	平成00年00月00日から平成00年00月00日まで
教育訓練の内容	C県消防学校の教官による機関教育を受講した。
教育訓練機関等名	A市B消防本部
教育訓練機関等所在地	C県A市〇〇町1-1-1
教育訓練期間	平成00年00月00日から平成00年00月00日まで
教育訓練の内容	A市B消防本部の消防職員による機関教育を受講した。

**実務経験の証明** (実務経験を受講資格又は修了考査の一部免除の証明とする者だけ記入してください。)

消防機関等名	A市B消防団
消防機関等所在地	C県A市〇〇町1-1-1
実務期間	平成00年00月00日から平成00年00月00日まで
実務の内容	A市B消防団が保有する可搬消防ポンプの点検及び整備の実務に従事した。
消防機関等名	
消防機関等所在地	
実務期間	年 月 日から 年 月 日まで
実務の内容	
機関科等修了及び実務経験証明 (現在又は最終所属消防機関等の消防長、消防署又は消防団長の証明を受けてください。)	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
平成 00 年 00 月 00 日	
証明者	A市B消防団
職氏名	団長 消防 太郎
	
	印

## ＝申請方法等＝

申請書提出先・申請方法・申請期間は講習実施予定表に記載されております。なお、申請期間内であっても定員に達し次第締め切りますので、あらかじめご了承ください。

## 修了考査の一部免除

- 1 可搬消防ポンプ等の整備に関する実務を10年以上経験している方で、所属する消防機関の長又は消防団長の証明がある方は、講習修了後に行われる修了考査のうち、「可搬消防ポンプ等の整備要領」に関する科目が免除されます。
- 2 修了考査の一部免除を希望する方は、申請書の「修了考査の一部免除」の欄にその旨を書いてください。

## 個人情報への取扱い

ご記入いただいた情報は、可搬消防ポンプ等整備資格者講習事業における名簿等の作成、可搬消防ポンプ等整備資格者の免状及びデータベースの作成、関連するアフターサービス、消防防災に関する情報のお知らせに利用します。

## 受 講 通 知

- 1 受講申請書等を審査して受講資格があると判定された方には、受講通知書、受講票、テキスト引換券及び受講料払込取扱票をお送りします。
- 2 受講資格のない方には、その旨を通知します。

## 受 講 料 等

- 1 受講料は、**20,500円**（消費税込）です（払込手数料は受講者負担。なお、請求書、領収書は発行いたしません。）。
- 2 前記の受講料のほか、合否判定結果通知郵送料**82円**が必要です。
- 3 受講料等の払込みは、所定の払込取扱票（受講通知書に同封）により、郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払込んでください。  
なお、自動払込機で払込んだ場合は、窓口で「振込払込受付証明書」に日附印を受けてください。
- 4 受講通知書にある払込期間は厳守してください（指定期間内に払い込まれない場合には、受講できないことがあります。）。
- 5 受講料等振込み後の「振替払込受付証明書（お客様用）」を紛失されますと、再度振込みをしていただく場合があります。

- 6 既納の受講料は、理由の如何を問わず返金いたしません。

## 受講上の注意事項

- 1 受付は、午前9時10分から9時30分までです。
- 2 受講票とテキスト引換券を受付に提出してください。
- 3 遅刻、早退、欠席は、理由の如何を問わず認めません。
- 4 交通スト等が行われる場合でも、講習は原則として実施します。
- 5 講習科目を全時間完全に受講しなければ、修了考査を受けることができません。
- 6 受講票に記載してある受講番号と同じ番号の座席に座ってください。  
講義時間に出欠のチェックをしますので、自分の座席にいない場合は、欠席扱いとなり講習の修了が認められないことがあります。
- 7 講義中のご質問はご遠慮ください。質問がある場合には、休憩時間等を利用して行ってください。
- 8 講習当日は、筆記用具等を持参してください。
- 9 講習中のビデオ・写真撮影、録音等は禁止します。
- 10 その他係員の指示に従ってください。

## 修 了 考 査

- 1 講習の最後に修了考査を行います。
- 2 修了考査は、テキスト持込みを認めます。
- 3 修了考査の結果は、講習終了後おおむね30日後に通知し、安全センターのホームページでも公表します（URL：<http://www.fesc.or.jp/>）。

## 再 考 査

- 1 修了考査で不合格となった場合には、修了考査を受けた日から1年以内に1回に限り修了考査を受け直すことができます。
- 2 再考査は、講習日に行われる修了考査に併せて実施されます。
- 3 再考査手数料は、**4,110円**（消費税込）です（払込手数料は受講者負担。なお、請求書、領収書は発行いたしません）。  
同封の払込取扱票により、郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払込んでください。  
なお、自動払込機で払込んだ場合は、窓口で「振替払込受付証明書」に日附印を受けてください。
- 4 前記の手数料のほか、合否判定結果通知郵送料**82円**が必要です。
- 5 再考査の申請方法等は、講習終了後に送付される修了考査結果通知書をご覧ください。



## 免状交付の申請

- 1 修了考査に合格した方は、安全センターに免状交付申請をしてください。  
なお、修了考査結果通知書に指定してある期限内に免状交付申請を行わなかった場合は、免状の発送が遅れることがあります。
- 2 免状は修了考査の結果通知日からおおむね20日後に交付します。
- 3 免状交付時の手数料等は、**2,242円**です。内訳は免状交付手数料**1,850円**（消費税込）、免状郵送料**392円**（簡易書留扱い）です（払込手数料は申請者負担。なお、請求書、領収書は発行いたしません。）。  
手数料の払い込みは、所定の払込取扱票（修了考査結果通知書に同封）により郵便局又はゆうちょ銀行の窓口で払込んでください。  
なお、自動払込機で払込んだ場合は、窓口で「振替払込受付証明書」に日附印を受けてください。
- 4 免状交付申請手続については、修了考査結果通知書に同封の留意事項をご覧ください。

## 資格取得後の留意事項

### 再交付、書換及び住所等の異動の手続き

免状交付後、次の事項に該当する場合は、すみやかに手続きをしてください。

#### 1 再交付

免状を亡失、滅失、破損又は汚損した場合は、免状の再交付申請が必要です。

- 手数料 1,640円（消費税込）（払込手数料は申請者負担。なお、請求書、領収書は発行いたしません。）。
- 申請書等は、安全センターに請求してください。

#### 2 書換

免状記載事項（本籍、氏名等）に変更があった場合は、免状の書換申請が必要です。

- 手数料 820円（消費税込）（払込手数料は申請者負担。なお、請求書、領収書は発行いたしません。）。
- 申請書等は、安全センターに請求してください。

#### 3 住所等の異動

住所又は勤務先に変更があった場合は、住所等異動届が必要です。

- 手数料 無料
- 住所等異動届は、安全センターのホームページからダウンロードできます。  
(URL : <http://www.fesc.or.jp/>)

### 5年ごとの再講習

消防用設備等は、技術的にも法制的にも変化し改正されていく分野です。これらに対応した的確な最新の知識と高度な技術を得るために、可搬消防ポンプ等整備資格者には、次のように再講習が義務づけられています。

1 免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内（再講習受講期限の延長が認められた場合にあつては、「再講習受講期限延長承認書」の延長期限の日まで）ごとに再講習を受講しなければなりません（規程第5条）。

2 再講習を受講しなかった場合には、資格が喪失します。

3 次に掲げる事情により、安全センターが免状の有効期限内に再講習を受講できないことを認めた場合には、免状の有効期限の日から1年以内に限り再講習受講期限の延長が認められます（規程第6条）。

再講習受講期限の延長を必要とする方は、免状の有効期限の日までに「可搬消防ポンプ等整備資格者再講習受講期限延長申請書」に、再講習を受講することができない事情を証明する書類を添えて安全センターに申請しなければなりません。申請書は、安全センターのホームページからダウンロードできます（URL : <http://www.fesc.or.jp/>）。

- 海外旅行をしていること。
- 災害を受けていること。
- 病気にかかり、又は負傷していること。
- 法令の規定により身体を拘束されていること。
- 社会の慣習上又は業務の遂行上やむを得ない緊急の用務が生じていること。
- その他、安全センターがやむを得ないと認める事情があること。

## 問い合わせ先 都道府県消防設備協会等一覧

一般社団法人北海道消防設備協会	〒060-0004	札幌市中央区北4条西5丁目1-4 三井生命札幌共同ビル3階	☎011(205)5951
一般社団法人青森県消防設備保守協会	〒030-0113	青森市第二問屋町4-11-6 計量検定グループ庁舎2階	☎017(757)8220
一般財団法人岩手県防災保安協会	〒020-0866	盛岡市本宮6-34-55	☎019(631)1625
一般社団法人宮城県消防設備協会	〒980-0014	仙台市青葉区本町3-5-22 宮城県管工事会館2階	☎022(223)3650
一般社団法人秋田県消防設備協会	〒010-0001	秋田市中通6-7-9 秋田県畜産会館内	☎018(835)5880
一般社団法人山形県消防設備協会	〒990-2492	山形市鉄砲町2-19-68 山形県村山総合支庁附属棟	☎023(629)8477
一般社団法人福島県消防設備協会	〒960-1106	福島市下鳥渡字新町35-1	☎024(529)7120
一般社団法人茨城県消防設備協会	〒310-0063	水戸市五軒町1-4-19 茨城県酒造会館内	☎029(226)9611
一般財団法人栃木県消防設備保安協会	〒320-0032	宇都宮市昭和1-2-16 栃木県自治会館内	☎028(625)4611
一般社団法人群馬県消防設備協会	〒371-0854	前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル内	☎027(210)8222
一般社団法人埼玉県消防設備協会	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-21 高砂武蔵ビル401	☎048(864)8381
一般社団法人千葉県消防設備協会	〒260-0005	千葉市中央区道場南1-9-15	☎043(306)3871
公益財団法人東京防災救急協会	〒102-0083	千代田区麴町1-12 東京消防庁麴町合同庁舎3階	☎03(3556)3702
一般財団法人神奈川県消防設備安全協会	〒231-0023	横浜市中区山下町1 シルクセンター4階408号室	☎045(201)1908
一般財団法人新潟県消防設備協会	〒950-0965	新潟市中央区新光町10-3 技術士センタービルⅡ2階	☎025(284)2420
一般財団法人富山県消防設備保守協会	〒939-8201	富山市花園町4-5-20 富山県防災センター内	☎076(422)1135
一般社団法人石川県消防設備協会	〒921-8043	金沢市西泉5-93 石川県浄化槽会館2階	☎076(242)2882
一般社団法人福井県消防設備協会*	〒910-0829	福井市林藤島町20-1-3 福井県立福井産業技術専門学院4階	☎0776(43)1299
一般社団法人山梨県消防設備協会	〒400-0851	甲府市住吉1-1-11 山梨県電気会館内	☎055(223)0119
一般社団法人長野県消防設備協会	〒380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁東庁舎3階	☎026(234)3218
一般財団法人岐阜県消防設備協会	〒500-8385	岐阜市下奈良3-11-6 岐阜県防災交流センター内	☎058(277)7175
一般財団法人静岡県消防設備協会	〒420-0852	静岡市葵区紺屋町11-4 太陽生命静岡ビル4階	☎054(252)5541
一般財団法人愛知県消防設備安全協会	〒460-0001	名古屋市中区三の丸3-2-1 愛知県東大手庁舎6階	☎052(962)0707
一般財団法人三重県消防設備安全協会	〒514-0002	津市島崎町314 三重県島崎会館2階	☎059(226)8726
一般社団法人滋賀県防火保安協会連合会	〒520-0044	大津市京町4-3-28 滋賀県厚生会館2階	☎077(521)3921
一般社団法人京都消防設備協会	〒604-0932	京都市中京区寺町通二条下ル妙満寺前町450 京都共済消防会館内	☎075(231)7601
一般財団法人大阪府消防防災協会	〒540-0008	大阪市中央区大手前1-4-12 大阪天満橋ビル7階704号室	☎06(6943)7654
一般社団法人兵庫県消防設備保守協会	〒650-0011	神戸市中央区下山手通4-16-3 兵庫県民会館内	☎078(333)8012
一般社団法人奈良県防災安全協会	〒630-8301	奈良市高畑町1116-6 なら土連会館2階	☎0742(22)2119
公益財団法人和歌山県消防設備保守協会	〒640-8249	和歌山市雑賀屋町52 南方ビル3階	☎073(402)2657
一般社団法人鳥取県消防設備協会	〒680-0842	鳥取市吉方183-4 佐竹ビル2	☎0857(26)5165
一般社団法人島根県消防設備協会	〒690-0888	松江市北堀町15 北堀町団体ビル2階	☎0852(28)7305
一般社団法人岡山県消防設備協会	〒703-8278	岡山市中区古京町1-1-17 岡山県備前県民局古京庁舎内	☎086(272)9988
一般財団法人広島県消防設備協会	〒730-0037	広島市中区中町8-18 広島クリスタルプラザ7階	☎082(243)2002
一般財団法人山口県消防設備協会	〒753-0821	山口市葵2-5-69 山口県葵庁舎2階	☎083(923)7778
一般財団法人徳島県消防設備協会	〒770-0873	徳島市東沖洲2-14 沖洲マリンターミナルビル1階	☎088(679)8351
一般社団法人香川県消防設備協会	〒760-0018	高松市天神前5-30 高松市上下水道工業協同組合ビル内	☎087(833)4797
一般財団法人愛媛県消防設備協会	〒790-0811	松山市本町7-2 愛媛県本町ビル2階	☎089(996)7141
一般社団法人高知県消防設備協会	〒780-0850	高知市丸ノ内2-5-14 田本ビル内	☎088(820)7330
一般財団法人福岡県消防設備安全協会	〒810-0073	福岡市中央区舞鶴3-1-10 セレス赤坂門ビル5階	☎092(722)1265
一般社団法人佐賀県消防設備安全協会	〒849-0925	佐賀市八丁畷町11-8 電気工事会館内	☎0952(30)2190
一般財団法人長崎県消防設備協会	〒850-0027	長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階	☎095(827)4756
一般社団法人熊本県消防設備協会	〒862-0976	熊本市中央区九品寺1-11-4 熊本県教育会館4階	☎096(371)1454
一般財団法人大分県消防設備安全協会	〒870-0023	大分市長浜町2-12-10 昭栄ビル4階	☎097(537)3125
一般財団法人宮崎県消防設備協会	〒880-0805	宮崎市橘通東2-7-18 宮崎県住宅供給公社ビル3階	☎0985(27)7348
一般社団法人鹿児島県消防設備安全協会	〒892-0854	鹿児島市長田町1-16 NSビル3階	☎099(226)1780
一般社団法人沖縄県消防設備協会	〒900-0012	那覇市泊3-1-26	☎098(943)5574

※ (一社) 福井県消防設備協会は、平成29年12月25日に下記の住所へ移転予定があります。

〒910-0003 福井市松本3-16-10 福井県福井合同庁舎5階 ☎0776(27)3760

## 一般財団法人日本消防設備安全センター

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館

URL <http://www.fesc.or.jp/>